

サービス利用再開支援のステップ

在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業



サービス利用再開支援のステップ

在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業

1、介護サービス事業所の状況

従事者（事務職含む）の健康

事業所の感染対策（密閉・密集・密接・マスク・消毒）

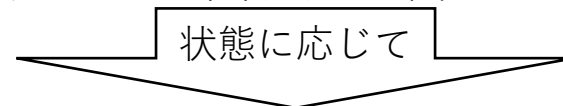


2、利用者の状況

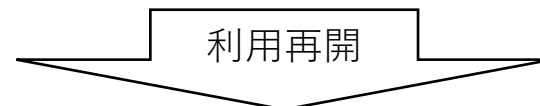
健康状態

新型コロナウイルス感染症の理解程度・不安感

介護サービス不利用の理由



3、看護職など協力要請



在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業

介護サービス事業所の現況把握

部門	項目	内容
事業所従事者	体温測定	
	手指消毒	
	マスク着用	
事業所内部	換気	
	空間・密集度	
介護提供時対策	マスクなど	
	手指消毒頻度	
マニュアル		

利用者状況の把握

項目	内容	対応案
日常生活状況外出・交流		
入浴・整容		
食事		
排泄		
受診・服薬		
感染症理解		
サービス利用中止理由		
サービス利用意向あり		
サービス利用意向なし		
家族の意向		

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護分）

事業内容

令和2年度2次補正予算額(案)
4,132億円

1 感染症対策の徹底支援

- 感染症対策を徹底した上での介護サービス提供を支援【事業者支援】
(感染症対策に要する物品購入、外部専門家等による研修実施、感染発生時対応・衛生用品保管等に柔軟に使える多機能型簡易居室の設置等の感染症対策実施のためのかかり増し費用)
- 今後に備えた都道府県における消毒液・一般用マスク等の備蓄や緊急時の応援に係るコーディネート機能の確保等に必要な費用【都道府県支援】

発言中: 尾崎守

2 介護施設・事業所に勤務する職員に対する慰労金の支給

- 新型コロナウイルス感染症が発生又は濃厚接触者に対応した施設・事業所に勤務し利用者と接する職員に対して慰労金(20万円)を支給
- 上記以外の施設・事業所に勤務し利用者と接する職員に対して慰労金(5万円)を支給

3 サービス再開に向けた支援

- ケアマネジャーや介護サービス事業所によるサービス利用休止中の利用者への利用再開支援(アセスメント、ニーズ調査、調整等) 等



4. 都道府県の事務費

補助額等

実施主体: 都道府県

補助率 : 国 10/10




老発0619第1号
令和2年6月19日

各都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）の実施について

標記については、今般、別紙のとおり「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）実施要綱」を定め、令和2年4月1日から適用することとしたので通知する。

訪問系 	10	訪問介護事業所	
	11	訪問入浴介護事業所	
	12	訪問看護事業所	
	13	訪問リハビリテーション事業所	
	14	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	
	15	夜間対応型訪問介護事業所	
	16	居宅介護支援事業所	電話による確認(※3)
17	訪問による確認(※3)		3(看護師等(※4)が協力した場合:6)(※5)

在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業

- 令和2年4月1日以降、サービス利用休止中の利用者への利用再開支援を行った在宅サービス事業所が対象。具体的には以下のとおり。

発言中: 尾崎守正

在宅サービス事業所：在宅サービス利用休止中の利用者に対して、介護支援専門員と連携した上で、健康状態・生活ぶりの確認、希望するサービスの確認を行った上で、利用者の要望を踏まえたサービス提供のための調整等（感染対策に配慮した形態での実施に向けた準備等）を行った場合

〔
居宅介護支援事業所
を除く。〕

居宅介護支援事業所：在宅サービスの利用休止中の利用者に対して、健康状態・生活ぶりの確認、希望するサービスの確認（感染対策に係る要望を含む）、サービス事業所との連携（必要に応じケアプラン修正）を行った場合

※1 「在宅サービスの利用休止中の利用者」とは、当該事業所を利用していた利用者で過去1ヶ月の間、当該在宅サービスを1回も利用していない利用者（居宅介護支援事業所においては、過去1ヶ月の間、在宅サービス事業所のサービスを1回も利用していない利用者（ただし、利用終了者を除く））

※2 「～の確認」とは、1回以上電話または訪問を行うとともに、記録を行っていること

※3 「連携を行った」とは、1回以上電話等により連絡を行ったこと

※4 「調整等を行った」とは、希望に応じた所要の対応を行ったこと

注 実際にサービス再開につながったか否かは問わない

在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業の助成額

在宅サービス事業所：電話による確認の場合・・・1, 500円／利用者

〔居宅介護支援事業所
を除く。〕 訪問による確認の場合・・・3, 000円／利用者

発言中: 尾崎守1

居宅介護支援事業所：電話による確認の場合・・・1, 500円／利用者

（居宅介護支援員の依頼を受け、看護師等が訪問した上で、
所要の対応を行った場合4, 500円）

訪問による確認の場合・・・3, 000円／利用者

（居宅介護支援員の依頼を受け、看護師等が訪問した上で、
所要の対応を行った場合6, 000円）

※1 1利用者につき、電話又は訪問の片方のみ給付

※2 看護師等・・・看護師、居宅管理療養指導を行う者（医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士）

保険者に確認したいこと

一か月とは、月始めから月末までか、それとも30日間か

感染または感染症への不安による余病発生による一か月入院後退院、サービス利用再開は対象か

サービス利用中止とはすべてのサービス中止となった利用者か、1つのサービスでの利用再開支援でも可能か

利用再開支援の結果、サービス利用したのち、再び利用中止となったのち、支援した場合、2回申請可能か

利用再開支援に保険外サービス調整も含むか

看護師等に定期巡回・随時対応型訪問介護看護、通所介護など配置の看護師も可能か

複数回連絡、訪問した場合、その都度、申請は可能か

利用再開を希望しない場合、「希望に応じた所要の対応」として何が想定できるか